

平成二十五年十月二十九日受領  
答 弁 第 一 六 号

内閣衆質一八五第一六号

平成二十五年十月二十九日

内閣総理大臣臨時代理  
国 務 大 臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出北方領土における日口共同経済活動に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問  
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出北方領土における日ロ共同経済活動に対する安倍晋三内閣の見解に関する  
質問に対する答弁書

一について

ロシア連邦政府が承認した「二千七年から二千十五年までのクリル諸島（サハリン州）社会・経済発展」連邦特別プログラム」の内容等については承知しているが、お尋ねの点も含め、政府が行っている情報収集の内容等について具体的にお答えすることは、対外的な関係において我が国が不利益を被るおそれがあるため、差し控えたい。

二について

お尋ねについては、ロシア側において北方四島のいわゆる「非日本化」を進める動きがあると認識している。

三及び四について

北方四島における共同経済活動については、我が国の法的立場を害さないという前提で議論することとされているが、お尋ねについては、ロシア側との今後の調整次第であり、現時点でお答えすることは困難で

ある。ロシア側は、北方四島における共同経済活動について、ロシア法令に基づいて実現されるしかるべき経済プロジェクトはロシア側により歓迎されるとの立場に立つ旨を対外的に公表していると認識している。